

日本銀行金融研究所アーカイブ活動報告（令和3年度）

I 概況

日本銀行金融研究所アーカイブは、「公文書等の管理に関する法律」（平成21年法律第66号、以下「公文書管理法」という。）および同法施行令に基づき内閣総理大臣から「国立公文書館等」としての指定を受け、歴史的公文の収集、保存に関する業務および利用請求への対応を行っている¹。

II 主な活動実績

1. 歴史的公文の受入・保存の状況

（1）受入・整理

令和3年度は、日本銀行内の各部署等から2,398冊の歴史的公文を受入れた。このほか、寄贈資料についても整理・受入を進め、令和3年度末時点における目録掲載冊数は、108,245冊となった。

（2）保存に関する取り組み

明治・大正期の劣化資料を中心に、500件について保存措置（修復および複製デジタル版の作成等）を実施した。

このほか、令和3年度に受入れた歴史的公文および段ボール箱に保存していた紙資料の一部につき、中性紙保存箱への収容を進めた。

2. 歴史的公文の利用状況

（1）利用請求および利用決定等

一般からの利用請求を206件受け、前年度請求分を含め、利用決定等を200件行った。利用決定等の内訳は、下表（次頁）のとおりであった。

¹ 公文書管理法の下で定められた「特定歴史公文書等の保存、利用及び廃棄に関するガイドライン」（平成23年4月1日内閣総理大臣決定）を踏まえ、日本銀行金融研究所アーカイブでは「日本銀行金融研究所アーカイブ利用等規則」を制定し、これに基づいて運営している。

利用請求および利用決定等の状況（令和3年度中）

(件)

利用請求	206
利用決定等	200
全部利用決定	153
一部利用決定	47
利用不可	0
延長をしなかったもの（30日以内に利用決定したもの）	192
30日以内の延長を行ったもの	8
特例延長を行ったもの	0
取下げ	0
処理中（年度末時点）	11

（2）利用状況

一般の利用については、利用者がアーカイブ閲覧室において閲覧したものが20件、写しの交付による利用が199件であった。

また、日本銀行内における業務利用²の件数は1,223件であった。

（3）利用促進に係る取り組み

利便性の向上を企図し、デジタルアーカイブの掲載コンテンツを拡充した。

3. アーカイブ所蔵資料を用いた展示

日本銀行金融研究所貨幣博物館（「アーカイブの仕事」コーナー）において、日本銀行定款や帳簿、本店建物等の写真を掲載したパネル、日本銀行営業免状等のレプリカを常設展示している。また、日本銀行旧小樽支店金融資料館および日本銀行本支店見学ルートにおいて、アーカイブ所蔵資料を用いて作成したパネルやレプリカを常設展示している。

以 上

² 日本銀行金融研究所アーカイブでは、移管元が日本銀行内の各部署であることから、行内の各部署による業務利用が、公文書管理法第24条における「移管元行政機関等による利用」に相当するものと整理している。